

管理用紙（起案文書）

年 度	平成29年度	文書番号	教高 第2506号
受 領 日		起 案	高等学校課 高等学校／生徒指導グループ 主査 内田 吉彦 (電話番号：)
起 案 日	平成 29年 8月 30日		
決 裁 日	平成 29年 8月 30日		
施 行 日	平成 29年 8月 31日		
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	100-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公開用 簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 35年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
公開用 文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
決裁 関与者	奥野 憲一 [教総務／広報・議事グループ] [課長補佐] 高取 秀夫 [教総務／広報・議事グループ] [主査] 松田 正也 [高等学校課] [課長] 藤井 光正 [高等学校課] [参事] 松野 良彦 [高等学校／生徒指導グループ] [課長補佐] 笠井 博 [高等学校／生徒指導グループ] [主査]		
関係者	北野 恵 [教総務／広報・議事グループ] [一般職員等]		

	問い合わせ	標記事件に係る準備書面（案）を大阪地方裁判所に提出してよろしいか。
	添付文書情報	<p>添付文書名 種別</p> <p>大阪府 VS 準備4 290830修正版③. docx 電子</p>
	施行先	
	施行方法	その他
	備考	

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外1名

被告 大阪府

被告準備書面(4)

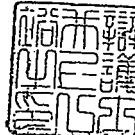
平成29年8月31日

大阪地方裁判所

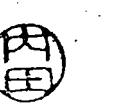
第25民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市 

同 井 川 一 裕 

被告指定代理人

大阪府職員 内 田 吉 彦 

同 笠 井 博 

同 高 取 秀 夫 

同 北 野 恵 

(原告ら第4・第5準備書面について)

1 本件当日の経過について

本件当日（平成27年5月15日）、2時間目の始まって間もない頃（午前10時頃）、■君の前の座席の男子生徒Aが席に座った状態で体を乗り出し、右隣にいた女子生徒の手を握って同女子生徒が他の生徒と課題について話し終えるのを待っていたとき、同Aの後ろの座席に座っていた■君が、同Aの後ろからその頭部を軽く叩き、さらに、同Aの襟をつかんで左斜め後方へ引っ張り、さらにこれを無視して女子生徒と話し始めた同Aの襟をつかんで再度左斜め後方へ引っ張り、その後■君の方を振り向いた同Aに対し左ほほをビンタし、これに対し同Aも■君の左ほほをビンタしかえして、■君の胸元をつかんで引き寄せ、■君が椅子からずり落ちて尻もちをつくという問題事象が発生した。

その後、清水教諭と太田教諭が、同窓会室にいる男子生徒Aと小会議室にいる■君の間を行ったり来たりして事情聴取し、二人の供述を比較等しながら、午前10時45分を過ぎた後に、本件問題事象に関する大体の事実関係を把握した。

そこで、清水教諭らは■君と男子生徒Aに対し振り返りシートを作成するよう指示し、午後0時30分頃、■君は振り返りシートを完成させた。

その後、■君は昼食を食べてから、反省文の作成にとりかかった。

■君が昼食を食べている途中の午後0時55分頃から午後1時15分頃まで、太田教諭から本件の概要を聞き、男子生徒Aと■君の供述が一致していることを聞いた古井教諭が■君に対し事情聴取及び指導を行った。

■君が昼食を食べ終わった後、清水教諭が■君の様子を見に行き、反省文の作成について助言した。

午後2時頃、古井教諭が再び■君の様子を見に行き、指導を行った。

（6時間目途中に男子生徒Aは反省文を書き終え、提出した。）

午後4時前、補導委員会の始まる前に、太田教諭が■君の様子を見に行き、反省文の作成等について指導・助言を行った。

午後4時頃から午後4時20分頃まで補導委員会が行われ、補導委員会の終

わった後、小野教諭が [] 君の様子を見に行き、 [] 君に対し事情聴取及び指導を行った。

午後5時頃、太田教諭は、古井教諭や小野教諭と [] 君を帰宅させることについて話をし、 [] 君の様子を見に行くと、反省文がまだ書けていなかったのでうまく書く必要がないなどと助言していた中で、 [] 君が反省文を書こうとする様子を示していたことから、もう少し時間を与えることとした。

午後5時40分頃、太田教諭が、 [] 君は翌日・翌々日を使って反省文を完成させることができると判断し、月曜日までに家で書いて提出するよう指示するなどした。

その後、 [] 君と一緒にクラスへ荷物を取りに行き、 [] 君は下校した。

2 原告らは、古井教諭及び小野教諭が本件について十分な情報共有をせず、特に最も理解するべき [] 君の動機について知らないまま、入れ代わり立ち代わりして、なぜ叩いたのかなどと無計画に繰り返し同じことを聞いただし、 [] 君を精神的に追い詰めたと主張する。

ア しかし、古井教諭は、本件当日の午前中ずっと授業が入っていたが、昼休みに太田教諭から本件の概要と [] 君と男子生徒Aの供述内容が一致していることを聞き、最初に男子生徒Aから事情聴取をした上で、午後0時55分頃、小会議室へ行き、また、午後2時頃にも小会議室へ行って、 [] 君に対し事情聴取及び指導を行ったものである。したがって、古井教諭は、必要な情報を保有した上で、 [] 君から事情聴取や指導を行っている。

また、古井教諭は、生徒指導部長であり、生徒が問題行動を起こしたときには、基本的に必ず問題行動を起こした当日に、当事者から動機等を確認することにしていたことから、 [] 君に対しても本件に関する動機等を聴いたものであって、無計画に問い合わせたなどという状況ではない。

イ 小野教諭は、本件当日の午前及び午後にずっと授業や他の業務等が入っていたが、午後の授業を終えた後、古井教諭から本件の概要を聞き、また補導委員会に出席して本件について把握したあと、 [] 君の様子を見に行き、事情聴取や指導を行ったものである。したがって、小野教諭も、必要な情報を保有した上で、 [] 君から事情聴取や指導を行っている。

また、小野教諭は1学年の年次主任であり、生徒が問題行動を起こしたときには、その後の指導に関わっていくことになることから、必ず当事者から動機等を確認し、指導等につなげるようにしておらず、■君に対しても本件に関する動機等を聴いたものである。特に、補導委員会で説明を受けた■君の問題行動の動機が意外なものであり、今後の指導方針等の検討の上で、■君本人から動機等を聞いておいた方よいと考え、■君から動機等を聴いたものである。したがって、小野教諭についても、■君に対し、無計画に問い合わせただしたなどといわれるような状況はない。

ウ そもそも一般に、生徒にとって話しやすい教員や話しにくい教員があるので、問題行動を起こした生徒に対しては、複数の教員が関わっていることを、通常の対応である。

また、■君は授業中に男子生徒Aをピンタし、授業を中断させるという問題行動をしたのであるから（原告らは、生徒Aが立ち歩きなどの授業妨害をしていたと主張するが、本件当日にそのような事実は無いし、仮に生徒Aが女子生徒の手を握るなどしていたのが■君や他の生徒にとって目障りだったとしても、暴力により解決してよい問題でないことは当然であり、■君は、してはならない問題行動をしたものである）、複数の教員が関わる中で、どうしてピンタをしたのかと動機等を聞き、本人にその都度自己の問題行動の振り返りをさせ、指導を定着させようとしても、通常の指導・対応である。もちろん、それがあまりにもやり過ぎであるならば問題があることになるが、本件においては、教員らのやり過ぎなどという状況はないし、■君も質問されたり指導を受けたりする都度、それに対しいろいろ応えていることなどからといって、何ら問題はないものである。

エ したがって、原告らの上記主張に理由はない。

3 原告らは、■君に本件当日中に反省文を書かせることに意味がなかったとか、拘束時間が不当に長時間に及んだなどと主張する。

ア 反省文は、生徒懲戒規定運用細則（乙5）の「3. 懲戒に至る手順」の「(3) 事実確認は、当該生徒からの聞き取り及び作文にて内容を確認する」との規定中の「作文」にあたるものであり、教員が口頭で生徒から事情聴取した上

で、あらためて生徒本人に自らの言葉・構成で事実関係等を記載させるものであり、その反省文の作成・提出がなされ、教員がその内容を確認したことをもって、事実確認の終了となるものである^①。

ただ、教員からの事情聴取後に直ちに反省文を書くことができない生徒が多い実情のため、多くの大阪府立高校では、振り返りシートの質問に一つ一つ答えさせることを通じて、生徒の頭の中を整理させ、円滑に反省文を書くことができるよう心がけている。

そして、生徒懲戒規定運用細則「3. 懲戒に至る手順」に「(4) 事実確認が終了次第、生徒指導部長は教頭に報告する。また補導委員会の開催が必要な場合は要請する」と規定されているように、反省文の作成・提出がなされ、教員がその内容を確認して事実確認等が終了した場合に、補導委員会を開催し^②、懲戒処分等を決定・実施することになっている。

このため、反省文の作成・提出が遅れ、補導委員会の開催時期が遅れ、校長による懲戒処分等の決定・実施が遅れると、生徒の立場の不安定な時期が長引き、不利益を与えることになるので、教員は、生徒に反省文を書こうとする意思が認められる限り、多少時間がかかるとしても頑張って反省文を書き、仕上げるように指導するのが通例である。このような運用は、本件に限らず、懲戒処分に係る事案では通常行っているものである。

イ このように、振り返りシートは生徒が円滑に反省文を書くことができるようにするための補助手段にすぎないこと、生徒による反省文の作成・提出がなされ、教員がその内容を確認することをもってはじめて事実確認等が終了

^① 生徒に自分の言葉で反省文を書かせる中で、ときには事情聴取で出てこなかったような事実や心情等が出てくることもあります。そのような観点からも反省文の作成・提出がなされ、教員がその内容を確認することで、事実確認が完結することになるものである。

なお、反省文には、問題事象の事実関係の報告とともに、生徒本人の反省や心情が記載されるものであり、停学処分等の実施にあたって参考となるものであるし、停学処分終了時にはあらためて反省文を作成させるのであるが、停学処分の実施前と終了時の各反省文を比較することで、生徒本人の理解の深まりや改善状態などが把握されることになるものである。

^② なお、本件当日の午後4時頃に、■君の反省文が提出されていない中で、補導委員会を開催しているが、これは、男子生徒Aが午後2時頃に反省文を書き終え、補導委員会を開催することになった中で、同一事案の当事者である■君について、補導委員会を後日に開催するという取扱は妥当でないと考えられたことや、また事情聴取において■君の供述が同Aの供述と一致していたことなどから、■君についても、同Aと一緒にあわせて補導委員会にかけたものである。ただ、■君については、翌週の月曜日に反省文が提出され、事実確認等が終了するであろうとの見込みのもとに、それを確認した上で火曜日以降に懲戒処分の決定及び言渡しをする予定としていたものである。

することになり、補導委員会の開催及び懲戒処分の決定・実施を行うことになるものであることから、■君が振り返りシートを書いていたからといって、それで足りるということにはならないものである。

ウ そして、■君は、本件当日の午後2時頃に寝ていて古井教諭に注意された場面もあったが、反省文の作成にとりかかって以降は、反省文を書こうとしており、それにもかかわらずなかなか筆が進まないという状態だったため

(■君は、最初の事情聴取を受けているときに難しい言葉を使って話す場面があり、反省文も本人の文章力・語彙力以上にうまく書こうとしていた節も認められた。また、■君自身が小野教諭に対し「自分の思いを文章にするのが苦手」などと述べていたりもしていた。)、教員らは、「どんな書き方をしてもよい」「反省文は長い文章でなくてもいい」「うまく書く必要はない」などと言って安心感を与え、また、三辻教諭が反省文に書くべき事項のメモを渡したり、小野教諭がそのメモに記載された事項の中の書きにくい事項があるのか尋ねたり、太田教諭がそのメモどおりに書かなくてもよいなどと言ったり反省文の作成につなげる誘導的な質問をしたりして、■君が反省文を円滑に書くことができるように対応していたものである。

そして、そのような対応のためもあって、小野教諭が■君と話をしているときや、午後5時頃に太田教諭が■君と話をしているときにも、■君は反省文を書こうとする姿勢を示しており、太田教諭らは■君が反省文を書こうとしている姿勢を尊重し、結果として、■君は午後6時頃まで学校に居残ることになったものである。

なお、本件高校では、部活動等のために遅くまで学校に残っている者も多く、午後6時という時刻が生徒にとって不當に遅い時間ということはない。

エ また、■君は、反省文の作成にとりかかる前に昼食を食べているし、その作成過程でトイレにも行っている。小野教諭が喉の乾きなどについて尋ねたりもしている。

教員は、■君に対し、トイレなどのため小会議室から出るときには、職員室の教員に告げるように指示していたが、これは、■君が他の生徒からからかわれたり冷やかされたりして心情を害したり、反省の促進に支障を生じてはいけないことから、■君を保護するために指示していたものである

し、男子生徒Aに対しても同様の指示をしていたものである。

オ また、■君が入っていた小会議室は、実際に中へ入れば分かるが、全く狭いという感じはしない場所である。

カ 以上により、教員が■君に対し、不当に長時間にわたり拘束したと評されるような理由もなく、原告らの上記主張に理由はないものである。

4 原告らは、■君が午後6時頃に下校するにあたって、一人で帰宅させたこと、及び保護者への連絡を怠ったことが違法であると主張する。

ア しかし、■君は、反省文がなかなか完成できない状況にはあったが、前述のとおり教員らの指導・助言を受ける中で反省文を前向きに書こうとしていたものであるし、古井教諭、小野教諭、太田教諭から事情聴取や指導を受けているときにも、自暴自棄になっているような状況は全く無かった。

太田教諭が■君に対し「これから動きは、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校に来てもらわないといけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことと、反省していることと、変わろうと思うことを伝えるんやで」と指導すると、■君の表情が少し曇ったように見えたときがあったが、太田教諭は、■君が衝動的に他の生徒に手を出すようなところを反省して変わろうとすれば■君の母親も理解してくれることを明確に指導し、それによって、■君も表情を和らげ、理解を示していた。

そして、■君は、1年2組の教室に体操服などの荷物を取りに行っており、今後の学校生活に備えようとするような態度も示していた。

そしてまた、■君は、太田教諭と別れるとき、ごくふつうに挨拶も交わしており、■君が精神的な異変を示すような状況は全く呈していなかったものである。

原告らは、乙27号証で原告日高が「特に学校に伝えておきたいこと」の欄に「コミュニケーション不足で特に自分とは性格や考え方方が合わない子との対人関係が心配なので、うまく付き合えるようになってほしいです」と記載しており、■君が真面目で繊細な性格だったと主張し、長時間の別室指導で精神的肉体的に相当なダメージを負っていることに思い至るべきであり、

一人で帰宅させることが危険であることを理解すべきであったと主張するが、上記に詳述したとおり、■君は学校を出るときに肉体的・精神的に相当なダメージを負っているような状況は全く認められなかった。また、「自分とは性格や考え方が合わない子との対人関係」については、■君に限らず、一般に多くの高校生が悩むことであるし、対人関係について悩むことと対人関係について暴力で対処等してよいわけではないことを峻別すべきことも通常理解されうるものであることからいっても、■君に特別な配慮を要すると認識しなければならない状況ではなかったものである。

したがって、太田教諭が■君を一人で下校させたことについて、何ら注意義務違反等は認められないものである。

イ また、太田教諭は、本件について■君の母親に対し連絡を入れようと、予め提出されていた家庭連絡票（乙26）に基づき、母親の職場の休憩時刻を見計らって午後7時過ぎに、携帯電話に電話をかけたが、連絡が取れなかつた。そのため、太田教諭は、続けて■君の自宅にも電話をかけたが、それも連絡がとれなかつた。そこで、太田教諭は、家庭連絡票に自宅は「21：00以降」に電話がつながる旨の記載があったので、午後9時以降にあらためて■君の自宅に電話連絡をしようとしていた。ところが、そうしているうちに、警察から■君の死亡について連絡が入ってきた状況だったものであり、太田教諭らが■君の母親に対し連絡を怠ったといわれる理由はないものである。

ウ したがって、この点の原告らの主張にも理由はないものである。

5 原告らは、■君に対する停学処分5日間が過重な処分である旨主張する。

ア 本件高校の校長は■君に対し停学処分を実施していないので、原告らの■君に対する停学処分5日間が過重な処分であるとする主張に何の意味があるのか不明である。

イ しかし、その点をおくとしても、■君は、授業中に男子生徒Aに対しビンタするなどし、それが発端となって同Aもビンタをし返すなどして、授業を中断させる状態を生じさせたものである。男子生徒Aは隣席の女子生徒の手を握るなどしていたものではあるが、騒ぐなどしていたわけではなく、そ

の女子生徒がそれを嫌がっていたわけでもなく、授業の成立を阻害していたような状況もなかったのであるから、■君が同Aに対しビンタまですることがやむをえなかったとは評価できないことなどからいって、懲戒規定運用細則の「2. 停学期間について」において、対等な生徒間の喧嘩が停学3日以上とされていることに照らし、授業の中止・妨害という加重要素を考慮して、停学5日との懲戒案が決定されたことは、妥当な判断だったといえ、過重なものではない。■君は、自己の行為について反省していたが、本件高校では、反省しているということで処分量定を軽減することはせず、停学処分等の指導において考慮していくという扱いをしているものであり、生徒に対する懲戒処分が単なる制裁や刑罰と異なり、校長・教員の教育的裁量に基づく教育的作用であることからすれば、そのような取り扱いも違法・不当とはいえないものであり、■君に対する処分量定の妥当性に影響を与えるものではない。

ウ また、原告らは、林講師は授業をコントロールができていなかったと主張するが、本件当日については、本件問題事象が生じたのは授業が始まっている頃であること、男子生徒Aなども立ち歩くなどの授業を妨害していたような状況はないこと、クラスが騒がしい状況にはあったが、それは授業内容として生徒どうしで相談しながら課題を解くものであったためであること（乙19のアンケートによると、ほぼ全員が「作業に取り組んでいた」と回答している）などから、林講師が授業をコントロールできていなかった状態は無い。なお、本件当日以前においても、授業中に男子生徒Aが立ち歩いたり大きな声で私語をしたりすれば、林講師は同Aに対し注意し、同Aはすぐに自席に戻り、私語を止めるなどしていたのであり、授業をコントロールできていなかった状態などは無いものである。^③

エ なお、原告らは、小野教諭による■君に対する処分の伝え方が不適切だったと主張する。

^③ なお、原告らは、本件問題事象について林講師から事情聴取を行っていないことを主張するが、林講師は、非常勤講師であり、本件当日には3時間目及び4時間目に授業があり、その後、校外での別の用事があったため、事情聴取ができなかったものである。なお、林講師は、翌週5月18日（月）に乙17を提出しているところであるが、本件問題事象については、清水教諭と太田教諭の事情聴取により、清将君と男子生徒Aの言い分が整合していたものであり、林講師にそれ以上の事情聴取を要するものではなかったものである。

しかし、小野教諭は、■君が「僕はもうきっと停学になって学校には戻れないかもしませんね」と言ったのに対し、「そんなことはないよ、今回の指導を受けたら戻れるよ」と言ったのである。

このやりとりにおいて小野教諭は、懲戒処分やその重さなどを前提としたのではなく、■君が本件について指導を受け反省をすればよいだけで、学校生活等に支障を与えることはないことを伝えようとしていたものであることは明らかである。

また、小野教諭にしてみれば、まだ校長による懲戒処分の最終決定がされていなかつたため、処分内容を伝えることもできない状況にあり、他方、■

■君が問題行動をした当日で、反省文を作成している途上だった中で、軽い懲戒処分で済むというような言い方をすることもできなかつた状況にあつた中で、「指導を受ければ教室に戻れる」という当たり前の言い方をするしかなかつたものでもあり、いずれにしても、小野教諭の言い方・指導は、何ら不適切なところはなかつたものである。

オ したがつて、この点についての原告らの主張にも理由はないものである。

6 以上のとおり、原告らの主張はいずれも理由がなく、本件請求を棄却すべきである。

7 求釈明について

(1) 求釈明1について

平成27年5月18日には、臨時職員会議は開かれていない。なお、その他の会議や職員朝礼等においても、ある教師が、本件に関し、校長や生徒指導部長の責任を追及して辞任を求める発言をしたという事実はない。

(2) 求釈明2について

本件とは関連性のない事項である。

以上